



NO. 7 3

N P O 神奈川県消費者の会連絡会  
発行者 村田恵美子

週末消費生活相談は  
かながわウィークエンド消費生活相談へ  
Tel 045 - 314 - 5586  
10:00 ~ 16:00

信用情報機関に  
登録？

代金は現金書  
留で送付

## 架空請求・不当請求にご注意！

パソコンでアダルト  
サイトにアクセスしたら・・・

民事訴訟通達管理事務局？

1. パソコンや携帯電話のアダルトサイトにアクセスすることで起こるトラブル
2. 「はがき」や「封書」による架空・不当請求のトラブル
3. 雑誌や新聞広告の「通話料無料」の広告を見て番組に電話をかけることで起こるトラブル
4. ダイレクトメール等で勧誘され「債務一本化」「低金利でご融資します。」に申し込み、保証金等を不当に請求されるトラブル

架空請求・不当請求のトラブルがあとをたちません。

最近はその手口も巧妙化・悪質化しています。

(警視庁の発表では1月から8月末時点で「架空請求詐欺事件」約30億円、「融資保証金詐欺事件」約44億円となっています。)

心当たりのない請求は連絡等しないで無視をしましょう！

民事訴訟最終告知通達書

情報登録予告通知書

## パソコン・携帯電話のトラブル

### 相談事例 1

パソコンでアダルトサイトにアクセス。画像をクリックしたらいきなり「登録ありがとうございます。」という画面になり IPアドレス、プロバイダ名が表示され、料金を請求されている。 支払わなければいけないか。 (40代 男性)

### 相談事例 2

パソコンでアダルトサイトにアクセス。ダウンロードしますかと聞いてきたので「OK」を押した。スタート画面に戻ったら 身に覚えのないアイコンがあったので、クリックしたら請求書が出てきた。 支払わなければいけないか。 (30代 男性)

### 相談事例 3

通話料無料の雑誌広告を見て携帯電話からフリーダイヤルに電話した。いきなり「登録されました。8万円で90日間聞きたい放題です。」とガイダンスが流れたのであわてて切った。広告をよく見ると下のほうに小さな字で「別途情報料がかかる」と書いてある。請求の電話がしつこくかかってくる。支払わなければいけないか。 (20代 男性)

有料サイトに登録して利用しようと思っていなかったのであれば、有効な契約が成立しているとは考えられないので、支払わずに様子を見るよう助言。

IP アドレス、プロバイダ名から個人情報(契約者の住所、名前、電話番号等)が分かることはありません。原則プロバイダも情報開示はしないと思われます。請求書が出てきたとしても無視をしましょう。

不要なプログラム等ダウンロードして、アクセスポイント(ダイヤルアップ接続の場合)が書き換えられるというトラブルも発生しています。

情報料についての詳しい説明がないので通信販売の広告上、問題があります。

有料と分かった時点で電話を切っているのに、有料の契約は成立しているとは考えられないので、支払わずに様子を見ましょう。請求の電話には応じず、住所や名前等の個人情報を教えるのはやめましょう。

不正なプログラムをダウンロードし、国際電話につながってしまったというトラブルが寄せられています。

電話会社の約款では通信記録があれば電話加入名義人に支払い義務があります。自宅のパソコンでインターネットを使用しているときに国際電話に接続してしまったのであれ、支払いを拒否することは難しいと思われます。

「自分の意思で接続していないこと。」「何の表示もなく分からなかったこと。」などを書面にし、電話会社に申し出て、減額交渉をしてみましょう。

不用意にプログラムをダウンロードしない。

接続先(ダイヤルアップ設定画面)をこまめに確認し、モデムの音量を上げておく。国際電話不取扱手続きを利用する。

**国際電話不取扱センター 0120-210364**

検知ソフトを活用する。(無料で電話会社から提供されている。)

## はがきや封書による架空請求

### 相談事例 4

全国消費者信用情報登録機構という所から「過去に通信販売でアダルトグッズを購入している。そのとき会員登録されており会費がいまだに未納。支払わなければ「信用情報機関」にその旨登録する。その影響が配偶者、子、親、兄弟に及ぶ」と書かれた封書が届いた。代金は現金書留で送付するようにと書いてある。身に覚えがない。  
(30代 男性)

### 相談事例 5

法務局認定法人 民事訴訟通達管理局というところから「未納料金訴訟最終通達書」というはがきを送られてきた。「過去に利用した消費料金が未納。裁判の取り下げ等の相談について承っている。当方に連絡をするように」と書かれた葉書が届いた。訴訟番号が書いてある。身に覚えがない。(20代 女性)

「全国消費者信用情報登録機構」「法務局認定法人 民事訴訟通達管理局」というような組織はありません。

「信用情報機関」とは「クレジットやローンの審査の正確な審査を目的として、借り入れ申込者の個人信用情報を収集して、管理、提供している機関」であり、一人ひとりの情報を管理しています。配偶者や子等に影響を与えることはありません。

訴訟等になったときは裁判所から「特別送達」という郵便で書類は送られてきます。

請求されている代金の金額や内容が明記されていないものは、架空・不当請求の可能性が高いです。

心当たりのない請求は「無視」をするのが一番です。

## 融資に関するトラブル

### 相談事例 6

「株式会社日本信販」というところからダイレクトメールで「債務を一本化しませんか」と融資の案内が届いた。200万円まで即融資可能とあるので申し込んだ。返済能力があるか確認したいといわれ3万円振り込んだが、まだ融資枠が広がらないといわれ、さらに5万円請求された。申し込みを断ったら出来ないといわれた。振り込むお金はない。(50代 男性)

貸し金業の登録に「株式会社日本信販」というところはありません。日本信販株式会社とは無関係です。

既存の信販会社やサラ金と酷似した名前でダイレクトメールを送り、「保証金」という名目でお金を騙し取られるトラブルが発生しています。

お金を借りるときは「登録の有無」を確認しましょう。

金融庁 <http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

関東財務局では悪質な業者の事業者名を公表しています。

<http://www.mof-kantou.go.jp/cgi-bin/to.cgi?/kinyuu/kashikin/akusitsu.htm>

警察に被害届を出しましょう。

知っているようでよく分からない・・・

お墓について考えてみましょう。

10年前両親が墓地を購入した。台石だけは作ることが条件だったので依頼してつくった。最近父が亡くなった。もっと家の近くの墓地に移したい(改葬)と思い寺に相談したら「売ることはできない。改葬するときは更地にして返すのが決まりだ」といわれた。本当か。(30代 女性)

### **お墓にはどんな種類があるの？**

**民営墓地**・・・民営墓地とは営利を目的としない公益法人や宗教法人などに経営が許可されている墓地のことです。墓地自体の開発は、複数の石材店が共同で行っていることが多く、その墓地を購入する際には、そこを取り扱いしている石材店の中から選ぶこととなります。

**寺院墓地**・・・寺院墓地とは寺院境内で経営している墓地のことです。

**公営墓地**・・・公営墓地とは都道府県や市町村などの自治体が所有している墓地のことです。石材店の指定は一切ありません。

### **お墓を買うって・・・??**

お墓は「買う」のではなく、「永代使用权を得る」契約です。墓地管理者の使用規定に基づいて、その使用权存し要件を買うということになります。墓地となる土地を所有するわけではなく、したがって勝手に転売することは出来ません。

お墓の費用は「永代使用料」+「墓石代」+「管理費」です。永代使用料は最初の一回だけで、管理費は毎年支払うのが原則です。

### **お墓を継ぐのは誰？**

遺言があれば他人でも相続できます。指名がない場合には慣習によって決められます。長男が引き継ぐケースが一般的ですが、その他の血族・姻族が承継することもあります。

### **お墓を移すには？**

改葬手続きをとってから移します。お墓が不要になったときは、使用者が墓石を撤去して、更地にして管理者に返す義務があります。(原状回復義務)お墓を戻しても原則的に永代使用料は返還されません。

相談の事例は「**更地にして返す**」必要があるようです。

後悔しないためにも、実際に墓地や石材店に足を運び、墓地の管理状態や墓石の実績などを自分の目で確かめること。何力所かを回って比較検討するなど、時間を惜しまないことです。候補を絞り込んだ後も、使用規則をよく読み、墓石の見積書を取ってチェックするなど、納得してから契約するようにしましょう。



お墓相談室 0120-141-996 (平日10時から16時)